

クリストバル・デ・アルボルノスの 『功績報告書』(1570年)から見る タキ・オンコイ運動

谷口智子

1. 先行研究から見るタキ・オンコイ運動

「タキ・オンコイ」は、ケチュア語で「歌い踊る病」を意味し、1560年代半ば以降、ペルー・クスコ管区ワマンガ地方を中心に広がったとされるインディオの宗教運動とされている。1960年代以降、ペルーの歴史・民族学者ルイス・ミリョーネスが、タキ・オンコイ運動の関係史料をセビーリャのインディアス古文書館で発見して以来、従来の歴史学、民族学においては、タキ・オンコイ運動が、スペインによるアンデスの植民地支配やキリスト教に対抗して出てきたインカ復古主義的な千年王国運動やメシアニズムであったと捉える傾向が強かった。しかしながら、網野(1995)、溝田(1997)らが指摘したように、近年、その傾向は疑問視されている¹⁾。なぜなら、様々な研究により、タキ・オンコイは千年王国的なメシアニズムに彩られた抵抗的な宗教「運動」であったのか?という疑問点が出てきたからである。特に、網野が参考にしているガブリエラ・ラモス(1992)は、タキ・オンコイ関係史料の再検討、史料批判について、従来とは異なる視点で提起して見せた²⁾。ミリョーネスがセビーリャのインディアス総文書館で発見したタキ・オンコイ関係史料は、クリストバル・デ・アルボルノスというカトリックの一司祭が本国スペインに送付した『功績報告書(Información de servicios)』と呼ばれる性質のものであった。『功績報告書』とは、新世界に可能性を求めてスペインから飛び出した若い聖職者が、アンデスのカトリック教会の厳しいヒエラルキー体制において、功績をあげて出世していくために必要なものであった。功績をあげるとはすなわち、異教の発見と撲滅である。当時、彼らの出世の典型的なコースは、地方のインディオ改宗区司祭の職から始め、都市のスペイン人教区司祭など経て、

聖堂参事会の役職者となり、末には司教になることであった。この出世コースを段階的に昇っていくために必要だったのが『功績報告書』なのである。網野によれば、「この文書は、自らが出頭を要請した証人に、あらかじめ準備された質問条項について回答させるという形式をもち、そこに記載された質問の内容は、当人がいかに献身的に神に仕える人間であり、家柄、品行、能力において卓越しているかを強調する体のものであった³⁾。」アルボルノスの『功績報告書』もそれに属するものだったのである。

『功績報告書』でアルボルノスが証人たちに証言させている質問事項は、アルボルノスが「邪教」すなわち、タキ・オンコイ運動をいかに発見して、取り締まり、インディオを正しい道であるキリスト教に改宗させたか、そのためにほとんど無償で献身的な努力をなしていったか、に焦点が置かれている。アルボルノスは出世コースを昇っていくために、合計四回(1569年、1570年、1577年、1584年)の『功績報告書』を作成している。「1569年には平の司祭だったアルボルノスが、1570年にはクスコの聖堂参事会の会員になっており、さらに1577年の調書では、司教総代理の地位にまでのぼりつめていることがわかる。アルボルノスはその望みをこの一連の調書によって確実にかなえていた⁴⁾。」

要するに、網野によれば、アルボルノスの『功績報告書』は、功名を急ぐあまり、あきらかな虚偽や功績の強調や歪曲が見られる⁵⁾という。例えば、アルボルノスは、タキ・オンコイの発生時には、ワマンガ地方にはいなかった。1569年にある事件での不正を調べるための巡察使として初めてこの地を訪れたのである⁶⁾。実際に1564年頃、タキ・オンコイを目撃していたのは、パリナコチャスの改宗区司祭であったルイス・デ・オルベラ神父であった(オルベラは1577年の『功績報告書』の証人として登場するが、インディオの動きについての報告書を作成し、クスコの教会参事会に送付したと述べている⁷⁾)。

以上のラモス(1992)や網野(1995)の指摘については、私自身もアルボルノスの『功績報告書』を全訳して確認したので、正しいと言わざるを得ない。ただし、彼らが指摘しているように、アルボルノスの『功績報告書』が、ペルーの一教会人が出世街道を昇りつめて行くためだけに、インディオの宗教を「悪魔化」して邪教として弾圧するために巧妙に「タキ・オンコイ運動」として成形していったか、ということにのみ焦点が向いてしまうと、現象の別の側面や可能性が見えにくくなる。その点について、

検討を加えたい。

結論を先取りして言えば、「タキ・オンコイ運動」は、年度ごとに異なる『功績報告書』により、全く異なる様相を呈しているにもかかわらず、先行研究では宗教現象として全てを一つに語ってしまっているように見受けられる。私見では、1570年の史料の「タキ・オンコイ運動」と、77、84年の史料の「タキ・オンコイ運動」は、宗教現象としては全く別のものに見える。前者は伝統的な宗教的实践、祭り、儀礼、習慣、託宣（スペインによる植民地支配を批判するもの）であり、後者は、踊り、シャーマニズム、託宣（鉱山労働のサボタージュ⁸⁾）である。この記述の違いは一体どういうことなのだろうか？

考えられる可能性は、主に二つある。タキ・オンコイについての記述が変わってしまったのは、①1570年代当時のことを後年よく覚えている人が少なくなったから、記憶が薄れ、アルボルノスやその他の人々の証言において脚色や誇張、捏造の部分が増えた（出世のために利用される『功績報告書』の性格から作為的な文章としての可能性がそもそも多い⁹⁾）。②「タキ・オンコイ運動」という言葉は誤解を与えるので、タキ・オンコイの「実践」という用語を使うが、宗教的实践の内容そのものが1570年と、77年、84年と変容していった可能性がある。1570年当時のタキ・オンコイに関する証言と1577年と84年の証言は明らかに変質しているが、後年のそれが1570年のコピーや繰り返しであるならば、このような変容は起こらないはずである。もちろん、アルボルノスや関係者の誇張や歪曲、捏造の可能性は、文書の性格上、大いにありうる。その可能性は否定できない。②については、その歪曲や捏造を踏まえても、証言者がこれだけ異なる内容について語っているということは、単なる捏造や創作ではなく、実践そのものの内容が変質しているか、もしくは全く異なる宗教的实践に変わってしまったか、が考えられる。あるいは、次の可能性もある。③スペイン人聖職者にとっては全て取り締まる対象になる、インディオの「異教」の発見は、託宣、シャーマニズム、踊り、ワカや先祖（ミイラ）への儀礼といった、さまざまな要素でその時々であらわれていたものを、それを見たり聞いたりした人々が各自記録し、証言していった可能性があるが、それらをまとめてタキ・オンコイとして語ってしまったのではないか。①については、先行研究者（ラモス、網野、溝田）らがすでに指摘しているので私は詳述しない。私が注目すべきは②の論点である。したがって本論では、②

の仮説が適切かどうか、1570年の史料の証言を見ていきながら、考察を深めたい。

2. アルボルノス『功績報告書』(1570年)

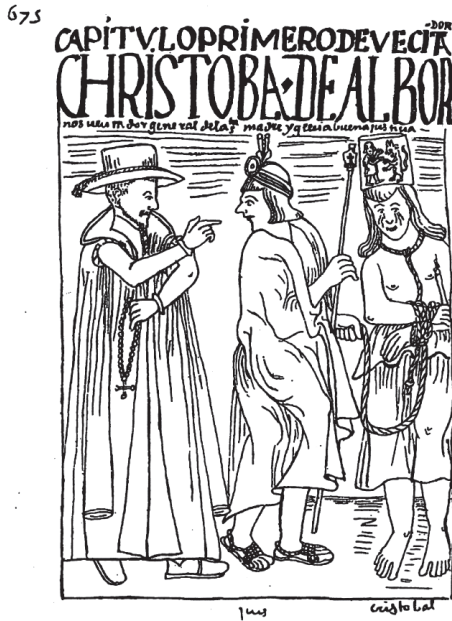
1570年の報告書では、25人の証言者がいる。その内訳は、レパルティミエント関係者、レパルティミエントにおける巡察の目撃者、巡察の同行者、アルボルノスと旧知でよく知っていた者、ワマンガ市の実力者などである¹⁰⁾。1570年の『功績報告書』には、他の年度にはない「王令 (provisión real)」が付されており、その意味での史料的価値も高い。また、タキ・オンコイ関係資料としては、他の年度のものに比べ、圧倒的に証人の数もページ数も多く、(オルベラ神父がその数年前に発見していたにしろ)、この文書がペルーのインディオの異教を取り締まるための正式な文書として、アルボルノスが自らの功績を訴えるために用意周到に作成したのがわかる。ちなみにこの時点でのアルボルノスはクスコ司教区の平の司祭、巡察使である。

彼が作成した15項目の質問事項 (Interrogatorio) に対し、それを是とする形で25人が証言していく。この証人たちの中で最も説得力があったのは巡察の同行者、バルトロメ・ベロカルとヘロニモ・マルティン神父の2名の証言である。1570年のアルボルノスの報告書は、彼がタキ・オンコイの第一発見者として (ヘロニモ・マルティン神父というケチュア語通訳者を伴うとはいえ)、インディオの異教の実践を発見し、取り締まり、ワカを燃やし、インディオを教化するために私財を投げ打ってでもいかに努力したか、彼がいかに慈悲深くインディオを教化したか、という点が強調されている (ちなみに、溝田によれば、この時点でアルボルノスは、念願のクスコ司教座聖堂参事会員の座を獲得している)¹¹⁾。しかし、1570年の報告書は、その他の年度の一連の報告書の中でも、タキ・オンコイに関するもっとも具体的で豊富な証言が得られている点で非常に史料的価値が高い。2名の同行者の証言は、「私は直接見た、もしくは関わった、取り締まった」という直接話法の証言である。それに比べ、その他の証言者はほぼ「私は聞いた」という伝聞形式の表現であり、アルボルノスが用意した誘導的な質問事項に引きずられる傾向があり、その点で証言の信憑性の価値が低いと思われる。タキ・オンコイが広がったとされている地域も、ルカナス、

クリストバル・デ・アルボルノスの『功績報告書』(1570年)から見るタキ・オンコイ運動

ソラス、チョコルボスなど、ワマンガ地方限定であり、後年の報告書で示されているような全国的な広がりや展開は全く見られない¹²⁾。

さらに、1570年の証言では、ペドロ・パリーガ・コロ神父の証言¹³⁾に見られるように、タキ・オンコイの説教者であるファン・チョノ（もしくはファン・チョクネ）や、女性説教師たち聖マリアや聖マグダレナが存在が確認できる¹⁴⁾ものの、タキ・オンコイの宗教的実践行為が、伝統的なアンデス先住民宗教の儀礼的实践や生活様式（例えば一親等二親等による近親婚や、儀礼前の節制禁欲の風習など）の範囲内であり、キリスト教から見れば単なる「異教の慣習、宗教的实践」に過ぎないことがわかる。数多くのワカの名前も挙げられているが、いずれも伝統的なワカの名前であり、「セクト」や「背教」とアルボルノスが呼ぶほど、異端的なものとは思われない。いうまでもなくアンデス先住民宗教はこの段階ではさほどキリス



巡察使クリストバル・デ・アルボルノス

(*El Primer Nueva Corónica y Buen Gobierno*, por Felipe Guaman Poma de Ayala, vol. II, p. 546.)

ト教化されていない、単なる「異教」であり、むしろ、キリスト教やスペイン人の生活様式を批判するものとして登場している¹⁵⁾。

3. 史料¹⁶⁾

I. 王令

——ワマンガ市、我らの贖主イエス・キリスト生誕以降1570年2月28日。陛下の管区である同市におけるコレヒドール兼フスティシア・マヨール、偉大なるカピタン・アントニオ・デ・オスナヨ閣下の面前で、正規の公証人である私ことファン・ロモ、前述の証人ら立ち会いのもと、司祭クリストバル・デ・アルボルノスが出席し、王の印で封じられた陛下の王令を示した。ロス・レイエス市に存する陛下の王立アウディエンシア及び高等法院の偉大なる長官殿やオイドールらによって発布されたものである。及び、セバスティアン・サバタ・デ・オソリオと署名された質問事項を示した。クリストバル・デ・アルボルノス側で公証人を指名し、その面前で、前述の報告書を正規の公証人ファン・ロモに手渡した。前述の勅書ならびに質問事項の内容は以下である。

神の恩寵による、カスティーリヤ、レオン、アラゴン、両シチリア、エルサレム、ナバラ、グラナダ、トレド、バレンシア、ガリシア、マヨルカ、セビーリヤ、サルデーニヤ、コルドバ、コルセガ、ムルシア、ハエン、アルガルベ、アルヘシラス、ジブラルタル、カナリアス諸島、インディアス諸島、大洋のティエラ・フィルメの国王、フランドルとチロルの伯爵云々であるドン・フェリペ¹⁷⁾。クスコ、アレキパ、ワマンガの諸都市、それらの各々、ペルー王国及び管区の諸地方におけるコレヒドールらへ、我らの領土の拝領者らへ、アルカルデ・オルディナリオら各位の前に、この書簡ならびに勅書は示された。幸福と恩寵。ご存知の通り、王の法廷及び高等法院において、前述のペルー王国及び管区ロス・レイエス市に、我々の命により存するアウディエンシアに属する長官及びオイドールらの面前で、司祭クリストバル・デ・アルボルノス側から請求¹⁸⁾が出された。申すには、ペルー王国で過ごした期間、アレキパ市及び管区の司祭、修道士、聖職者、先住民、他の人々に対する巡察に、4年間この地で如何に携わったかを報告する必要があった。異端審問所の諸任務ならびに通常の諸任務により、

近頃ではワマンガ市やクスコ司教区全土に一行と共に赴き、セクトと背教¹⁹⁾を暴いた。タキ・オンゴ、またの名をアイラと呼ばれる説教で、当地で10年に渡り先住民らが用いていた。その者らが所持し、モチヤ²⁰⁾し、崇めたワカは著しい模範や教理となっていた。提示した質問事項の内容からも、プロクラドル・フィスカル立ち会いの下、証人らから調書を作成するに相応しい。日程は陳述し我々に奉仕する者へ一任する。そのために王令を発布するよう請求し、それについて恵与^{メルセ}²¹⁾として公布したものを前述の長官及びオイドールらが披見し、前述の理由から当書簡及び勅令を送るべきであると合意した。そのため、クリストバル・デ・アルボルノス側から請求されるものを発布し、その調書のために証人として出廷させる如何なる者でも貴殿の面前に来させる。そして、そのことが行われるだろう場所において、2名の正規の公証人の面前に来させ、その者らは法廷に出廷する者らと同席すべきでない。各人を法の手続きのもと宣誓させ、法に基づく人定質問^{じんてい}ならびに貴殿の面前に提出される質問事項により質問する。その者らは訴訟の書記により署名するだろう。証人に対し次を述べること。質問を知るか、どのように知るか。信じるか、なぜそう信じるか。いつ、誰から伝え聞いたか。証人ら及び各々がその証言を十分に伝えるためである。本状によりクリストバル・デ・アルボルノス側に命じる。先ずは前述の請求を行い、プロクラドル・フィスカルに対し当書簡と共に請求すること。貴殿側で公証人を指名する場所を示し、クリストバル・デ・アルボルノス側の任命者を招集すること。フィスカルに命じる。下命後3日以内に前述の公証人を指名し、任命者を招集し、両者の前で前述の請求を行うこと。その期日内に招集せず任命しない場合は、クリストバル・デ・アルボルノス側で指名した公証人の面前で行うこと。別の方法で行う場合は無効とする。王の裁判の司法官は、前述の質問事項を供述したのち、前述の証人らへ個別に尋ねるだろう。前述のクリストバル・デ・アルボルノスは奉仕に抗う疑義があったか、彼に助言を与えたか、どこでどの様にであったか、そのことを述べ、記させるだろう。全ては所定の様式で、信頼に値する書式で写しを取らせる。アウディエンシアに相応しく提出するためにその写しを引き渡す。如何ようにもそう処さなければ、我々の恵与^{メルセ}に対し、罰金500ペソ・デ・オロ²²⁾ずつ当機関に支払うこと。1570年1月28日²³⁾、ロス・レイエス。私こと、カトリック国王陛下の元老院の書記セバステアン・サバタ・オソリオは、長官及びオイドールらの同意の下、その命令

により筆写させた。記録ずみ、尚書職フアン・デ・ムルガ。ガスパル・デ・ソリス。王令の裏側に以下の署名。ドン・フランシスコ・デ・トレド、博士ゴンサレス・デ・クエンカ、学士ドン・アルバロ・ポンセ・デ・レオン。

II. 質問事項

〔欄外に〕 質問事項

次の質問によって、この王国に居住する期間に行き携わったことの証拠について、司祭クリストバル・デ・アルボルノス側から召喚された証人らは審問されるだろう。

1) はじめに、司祭クリストバル・デ・アルボルノス及びこの王国に居住する期間について知っているか。

2) 同じく、前述のクリストバル・デ・アルボルノスが当ペルー王国に約4年居住する中で、先住民らの改宗や教理教育に携わったか。また、アレキパ市の司教総代理²⁴⁾として奉仕し、ワマンガ市で、クスコ司教区全土の巡察使として携わったか。特に前述の諸都市及び諸管区について、知っている事を述べよ。

3) 同じく、前述の司祭クリストバル・デ・アルボルノスは、空位²⁵⁾のクスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員から、前述のアレキパ市及び管区の巡察使としての役職を与えられ、布教村の司祭や修道士ら、先住民や他の者らを巡察したか。後者に対し、生活や慣習、その他全てにおいて優れた模範を与えたか。我らの主たる神への奉仕に相応しい物事の全てを審問し、先住民らの良き教理教育、模範を為すことにおいて、精励に行うよう努めたか。儀式、公然の罪を罰し、穏健に阻む中で、大きな成果を為したか。先住民らの内、ある者は彼が無給であることを知っていたか。その優れた巧知でもって、先住民らは大いに悔い改めたか。諸レパルティミエントの内、幾つかの布教村を正すために、任務を課した司祭らを配置し、同じ事を為したか。諸布教村にて行った事、秘跡の授与について施した処置、その他相応しい事として報告したか。

4) 同じく、前述の司祭クリストバル・デ・アルボルノスはその人間性及び、アレキパ市及び管区での巡察の際行った優れた報告の評価及び経験により、クスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員により派遣されたか。ワマンガ市及び管区の巡察使として、同市の司教総代理や役人らを職務監査²⁶⁾するため赴き、精励に事を為したか。同管区を巡察するため発ち、我

らの主たる神への大いなる成果と優れた奉仕をなし始めたか。その巧知、能力、探し当てようとする熱意により、先住民らの間にセクトと背教を見つけたか。タキ・オンゴ、別名アイラとよばれ、先住民らの間で守られてきたものであったか。多くの先住民が、神や戒律を信じず、十字架や聖像も崇めず、教会にも立ち入らず、司祭らでなく彼らに告解するよう、彼らのやり方で、或る数日、或る断食を行い、塩もトウガラシもトウモロコシも食わず、女性との性的関係をもたず、力が抜けて惚けるチチャ酒²⁷⁾だけを飲むよう教えを広めていたか。彼らを崇め、リヤマ肉ほか先住民らの持ちものを供えるよう命じていたか。彼らはチチカカ、ティアワナコ、60の他のワカの名を語り、もはやワカはキリスト教徒の神を打ち負かし、ミタ、血縁上の多くの問題、忌まわしい悪徳は既に終わったと説教しに来たか。この背教とセクトは先住民らに広められ、信じていたか。クリストバル・デ・アルボルノスが今は暴いた前述の説教師らとは、8000名以上の数にのぼる先住民であったか。その者らが赴き教えを広めた地の先住民らは、老いも若きも、別の年代のインディオらも、彼らを信じ、命ぜられることを守っていたか。クリストバル・デ・アルボルノスが備える精励さによって、前述の巡察で赴き、そのことを暴いたか。巡察で講じた処置により発見し根絶した最初の人物であったことを知っていたか。その内の首謀者幾人かは、命ぜられたために、空位のクスコ教座聖堂首席司祭及び参事会員の元へ、捕らえたまま送ったか。残りの者らを罰し、説教と教理教育を施し、その過ちと不幸を理解させたか。そのために司祭ヘロニモ・マルティン神父を自費で同伴したか。この王国の最たる優れた通訳の一人で、善良さ、キリスト教信仰、慈悲に満ちた人物である彼と共に、犯している放蕩と過ちを理解させたか。その事を知りやって来て、悔い改めを約束した者らへ、その罪に相応しい罰を科したか。知っている事を述べよ²⁸⁾。

5) 同じく、クリストバル・デ・アルボルノスが巡察し、自らの過ちを知った前述の先住民らは、生き方を悔い改める事を約束したか。多くの先住民らが自らの意志で、その罪や過ちを自ら届け出るため、悔悛を求めてやって来るのを慈悲深く受け入れたか。クリストバル・デ・アルボルノスがその巡察でワマンガ市に赴いた後に、多くの先住民らが届け出にやって来るのを、前述のように受け入れたためか。

6) 同じく、前述の質問内容の他に、クリストバル・デ・アルボルノスは先住民らの間に大量のワカを見つけたか。インカの時代に所持し崇めた

6000以上の数にのぼるワカを、大抵は自らの神や創造主として崇め、たくさんの家畜や他の物を供えていたのを、全て公然と破壊し、焼き払ったか。慈悲深く罰した先住民らが悔い改めを願い約束したのは、経験により知り、自ら残りのワカを届け出たためか。破壊し、焼き払ってしまうことの手助けを買って出たか。

7) 同じく、クリストバル・デ・アルボルノスは、巡察した村々や諸レパルティメントで全ての事態を目の当たりにして、前述の先住民らの改宗や悔悛のため我らの主に祈ったか。皆と共に行列をしたか。精励にミサを行い、説教し、自らの巡察業務を理解させたか。その者らの魂と良心の救済が如何ようであるか説いたか。他のことを試みなかったか。その者らは自ら罪を告白し、行いを改めに彼の元にやって来て、慈悲のある相応しい罰を科されたか。他の方法で大いに罰せられ、そのなかで施される優れた処置により、先住民らはやって来て、そのような大いなる成果が為されたためか。

8) 同じく、ワマンガ市及び管区、クスコ司教区、他地域では、前述のクリストバル・デ・アルボルノスはその巡察で為したこと、罪人らを見つけ出し成果を上げた知らせがもたらされたか。この王国で為された傑出した諸任務の一つとみなされ、それにより我らの主たる神は大いに奉仕されたか。

9) 同じく、前述の罪人らに加え、クリストバル・デ・アルボルノスは、先住民の間におけるその他多くの罪人らを罰したか。その者らはシャーマンや占い師の類の者らを伴い、一親等や二親等での近親婚の夫婦、多くの罪人らに助言を与えたか。先住民らの行いを相応しいように改め、常にそのことに携わったか。

10) 同じく、前述のクリストバル・デ・アルボルノスは、先住民らに教理教育を説く司祭らを精励に巡察し、任務を良くこなしている者を敬い、労いの言葉をかけ、足りない者らを改心させ、諸レパルティメントから更迭し、その布教村へ他の者をあてがったか。その全てを穩健に為したか。

11) 同じく、前述のクリストバル・デ・アルボルノスは慈悲深く、信頼に足る人物で、権威があり、イダルゴで、賢明であるか。その身を置いた各地で、大いに信頼に足る者で、品格を備え、善良であったか。空位のクスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員は勅令を發布し、異端審問所の諸任務を委ねたか。サント・ドミンゴ市のサンタ・イグレシア教会司祭、その

クリストバル・デ・アルボルノスの『功績報告書』(1570年)から見るタキ・オンコイ運動

大司教区の巡察使、カボ・デ・ベラ、ヌエボ・レイノにおける司教総代理兼巡察使として、他の高僧らの様であったか。全てについて良い報告を行ったか。知っている事を述べよ。

12) 同じく、前述のクリストバル・デ・アルボルノスはワマンガ市での巡察で講じた優れた処置により、我らの主たる神によって、先住民らの前述のセクトと背教を阻む者であったか。この王国の各地で、布教村を受け持つ司祭や修道士らによって、クリストバル・デ・アルボルノスはその巡察にて行った方策の知らせによって、大変良く知られたか。

13) 同じく、前述のクリストバル・デ・アルボルノスはその巡察のため幾らかの俸給を得ず、自費で行い、信頼のおける通訳や役人らを同伴し、そのような任務に相応しく事を為すよう正しく精励に助言したか。

14) 同じく、クリストバル・デ・アルボルノスの人間性を知ることから、陛下が彼に下賜するだろういかなる恵与、顕職、任務であっても大変相応しく、この王国での諸任務について持つ知識、全てにおいて発揮されるだろう優れた巧知によって、我らの主たる神や陛下は奉仕されるだろうか。知っている事や思うところを述べよ。

15) 同じく、前述のことが世間の評判であるか。クリストバル・デ・アルボルノス。原文から筆写。セバスティアン・サパタ・オソリオ。

III. 証言

公証人バルトロメ・ベロカル〔ワマンガ、1570年3月1日²⁹⁾〕

証人 バルトロメ・ベロカルは、同市の教会裁判所における教皇公証人で、ワマンガ市在住、前述の理由により巡察使クリストバル・デ・アルボルノスによって召喚された証人である。宣誓し、前述の質問事項について尋ねられ、次のことを述べた。

1)「クリストバル・デ・アルボルノスをこの地で約1年半知っている。」

〔欄外に〕人定質問

一般的事項について問われ、25歳前後、相違ないことを神に誓うと述べた。

2)「クリストバル・デ・アルボルノスがかつてアレキパ市の巡察使であり、クスコ市の司教座聖堂首席司祭及び参事会員から任命されたと言われるのを聞いた。よく知られた話である。そのことが示された書類を確認

し、その書類からもそうである。同市及び管区、クスコ司教区全域の総巡察使であり、司教座聖堂首席司祭及び参事会員によって任命されたのを知り、前述の勅令及び書類を確認したためである。」

3)「前述のとおり、質問に述べられているように、よく知られた話として、多くの者に言うのを聞いた。とりわけ彼の書記であるファン・デ・エレラ、アロンソ・ゴメス、ペドロ・ブラスコをはじめ、司祭ペドロ・デアセド神父である。クリストバル・デ・アルボルノスがどのようにしてアレキパ市及び管区において巡察使としての任務を行ったかということについてである。先住民や他の者らへ、その生活や習慣において、そのようにとても良き模範を示した。良き教理教育と模範について、神への奉仕にふさわしいことについて、精励に調べようと努めた。先住民らの儀式や公然たる罪を慈悲深く罰した。」

4)「質問について知ることは、前述のとおり、クリストバル・デ・アルボルノスがどのようにワマンガ市及び全管区の監査官兼巡察使として同市に来たか、司教座聖堂首席司祭及び参事会員によって派遣されかを目にした。クリストバル・デ・アルボルノスは、同市の司教総代理、その教会の事務係や会計係全員、聖職祿受領者、聖具保管係を精励に審査し、求められる成果を上げた。それから、管区を巡察するために同市を発ち、我らの主たる神や陛下への大いなる成果と際立った奉仕を為しはじめた。優れた巧知、能力、探り当てようとするキリスト教徒としての熱心さを持ち合わせ、先住民らのなかにセクトや背教を暴いたためである。先住民らの間で守られてきたアイラ・タキ・オンゴとは、先住民らの多くが、神もその聖なる戒律も信じず、十字架や聖像も信じず、教会にも立ち入らず、司祭や神父でなくその者らに告白するよう教えを広めたものだった。インカの時代に習わしとしたようなやり方で、5日間断食し、塩もトウガラシもトウモロコシも食わず、女性と性的関係をもたず、力が抜けて惚けるチチャ酒を飲むことだけを命じた。リヤマ肉³⁰⁾、鳥、トクト³¹⁾、チンボ³²⁾、アルパカ、カラパ、貝³³⁾、銀、大量の食物や他の物といった先住民独自の物を供えるよう命じた。彼らは、チチカカ、ティアワナコ、チンボラソ、パチャカマック、タンボトコ、カルアウシルカ、カルワラソのワカ、60、または70以上の他のワカ³⁴⁾からの言葉を伝える者らで、これらのワカの名で教えを広めた。前述のワカは、その背教者らはキリスト教の神に抗い、直ちに打ち負かし、命ぜられるミタ、さまざまな血縁上の問題、忌まわしい悪

徳は成し遂げられるだろうと語った。大きな害悪となって、そのことがはびこるのは、ヤウヨス地方、カピタン・フランシスコ・デ・カルデナスの、アヤウカ村、アントニオ・デ・オレの、ペドロ・オールドニェス・ペニャロサの、ワクラス・デ・ロス・ルカナス村のレパルティミエントである。陛下の土地の要であるルカナス・ララマティ地方³⁵⁾、ファン・ベラスケス・ベラ・ヌニェスのエンコミエンダがあるアウカラ及びアングマルカス地方、ソラス地方、ファン・デ・マニュエコのレパルティミエント、ファン・デ・マニュエコ及びペドロ・デ・リベラのレパルティミエントである村々においてであった³⁶⁾。名を挙げた全ての村や地方で先住民らの中に背教が広まり、盛大な供物や偶像崇拜を信じ、守り、行っているのを目にした。前述のチチカカや他のワカの名を語る背教者らを崇め、ワカを大いに守った。先住民は、説教師へ家畜や衣服など多くの貢物をした。クリストバル・デ・アルボルノスは、優れた巧知と能力で、その全てを暴いた。この任務において、背教者らとともにそのように用いた先住民らの数は、発見されただけでも8000名を超えただろう。背教者が赴き、教えを広めた所では、カシケらをはじめ、老いも若きも、男女問わず、別の年代の者全てがそれを信じ、その者らの命じたことを守っていた。持ち合わせた優れた巧知によって、クリストバル・デ・アルボルノスは巡察を行うなかでそのことを見つけた。暴き、調べ、先住民らが守っていた様式を根絶した最初の人物であった。命ぜられたために、空位のクスコ市司教座聖堂首席司祭及び参事会員の元へ、首謀者数名を捕らえたまま送った。他の者らを精励に罰し、説教し、教理を説き、過ちや不幸を理解させた。このために司祭ヘロニモ・マルティン神父を自費で同伴した。この王国で最も優れた通訳の一人で、善良さとキリスト教信仰の全てが備わった者である。彼と共に毎日4回にわたり、犯している墮落と過ちを理解させ、神の言葉や我らの聖なるカトリック信仰のことを説いた。先住民らは、説教する多くの事や犯した過ちを知るために来て、大地へと涙を流した。全ての者に悔悟と慈悲を与えたために、告白しにやって来た。慈悲を乞い、我らの主なる神への奉仕に抗いそのような罪や過ちを犯さないよう悔い改めることを約束した。畏敬の念を抱きそのように乞うた。このようにクリストバル・デ・アルボルノスは、全ての愛や慈悲をもって受け入れ、彼らと共に泣いた。大いなる慈悲をもって、その罪に応じたふさわしい罰を与えた。前述の事全てを、先住民らに起きたことを目の前で見た者として、クリストバル・デ・アルボル

ノスの書記として知り、全てに居合わせた。また前述の背教について記されたものを確認した。この質問に答える。」

5)「前述の質問で既に述べた。クリストバル・デ・アルボルノスがどのように先住民らの過ちを知り、生活を悔い改めることを約束し、他の先住民らの多くは自らの意志でそうしたのかを目にした。その巡察使が敬虔に慈悲深く彼らと共にあり、慈悲の心を持って迎え入れることを知り、自らの意志で、その罪と過ちを告げ、慈悲を乞いにやって来た。クリストバル・デ・アルボルノスは慈悲深く受け入れ、先住民らの間に際立った結果をもたらした。何故ならクリストバル・デ・アルボルノスが巡察でワマンガ市を訪れてから、多くの先住民らが卑しい罪や過ちを告白するために来て、慈悲深く迎え入れられたためである。前述の質問で既に述べたように、優れた巧知によって全てを為し、クリストバル・デ・アルボルノスは慈悲をもって接した。」

6)「質問内容を知っている。前述の通り、クリストバル・デ・アルボルノスが行った巡察で書記を務め、現在もそうであるためである。」

7)「質問内容を知っている。どのように知ったかといえば、質問内容の全てを見たためである。前述の通り、私が書記であった巡察中、常に優れた巧知と良き模範により大きな成果を上げるのを見た。その生活習慣や神の言葉を説教する折であった。」

8)「クスコ市や同市において、クリストバル・デ・アルボルノスが多くの過ち、背教、偶像崇拜、供物、膨大な量のワカを発見したことが知らされた。巡察において為された成果とは、前述の罪を暴いたことである。この王国で為された諸任務の内、傑出したものの一つで、我らの主と陛下に良く奉仕した。クスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員がクリストバル・デ・アルボルノスに宛てた諸書簡を見たためである。前述の管区でどのように為された巡察を奉謝し、全クスコ司教区の総巡察使についての勅令を送った。また諸書簡により、先の管区での巡察が終わり次第、前述の司教区に赴くよう命じた。先住民らに大きな成果と良き巧知をもたらし、前述の背教、ワカ、罪を暴いたためである。司教座聖堂首席司祭及び参事会員の良心が示され、彼に名誉を与えた。」

9)「質問内容を知っている。どのように知ったかといえば、クリストバル・デ・アルボルノスが巡察したこの管区内の全ての村々、諸レパルティミエントでその内容を見たためであり、書記として知った。」

10)「質問内容を知り、前述の通りである。どのように知ったかについてはその内容を見たためである。」

11)「クリストバル・デ・アルボルノスは高い品位をもち、信頼のおける人物であり、権威がある。質問が述べる通りのイダルゴで、大いなる良心を持ち、信頼に足る、品位と善良さを備えた人物であるため、前述のカビルドが異端審問所について大変重要な諸任務を任じた。諸勅令によってであり、私はそれらを確認している。クリストバル・デ・アルボルノスが、サント・ドミンゴ市で、カボ・デ・ラ・ベラにおいて司祭や巡察使としてどうであったか、ヌエボ・レイノスにおいても同様に司教総代理や巡察使としてどうであったか、司祭や世俗司祭など多くの人々が話すのを耳にした。悪い話を聞くことなく、評判は総じて良かった。」

12)「巡察使クリストバル・デ・アルボルノスが同市の管区での巡察において施した優れた処置により、我らの主たる神によって、先住民らのセクトや背教が阻まれた。その知らせに基づき、司教座聖堂首席司祭及び参事会員は、管区内にある布教村の司祭や聖職者全員に対し、勅令を発布した。その報告と、クリストバル・デ・アルボルノスが巡察で行った処置についてである。前述のことはよく知られた話である。」

13)「クリストバル・デ・アルボルノスが行った巡察において、幾らかの俸給が支給されたかを知らない。何故ならば、もし幾らかの俸給が彼に与えられたならば、私が知らないはずがないからだ。その巡察に際し、クリストバル・デ・アルボルノスは、自費で、高い信頼のおける通訳や役人をあらかじめ手配し連れて行った。なかでも司祭ヘロニモ・マルティン神父へは、クリストバル・デ・アルボルノスが300ペソ以上や多くの物品を、通訳ファン・ピスカイノには150ペソ以上、彼のフィスカルであるペドロ・ブラスコには80ペソ以上を与えたのを書記として目にした。何故ならこれら役人の儲けはわずかなものであり、クリストバル・デ・アルボルノスが私財を投げ打ってでも便宜を図らなければ、その役人らは巡察に就こうとしなかったろうし、行く手にのびる多くの酷い悪路や川へと自らを危険に晒さなかつただろう。クリストバル・デ・アルボルノスは役人らに絶えず指示を与え、精励に用いて、先住民らに良く接した。与えられた任務に基づき、何を成すのかわからないままに、役人らは公正に用いられた。」

14)「クリストバル・デ・アルボルノスの人間性を知ることから、陛下が下賜する抜群^{メルセ}の恵与、顕職、任務であっても彼に大変相応しいだろう。」

この王国での諸任務に関する知識、何事にも用いるだろう優れた巧知によって、その高い靈性、能力、評価によって、我らの主たる神や陛下に良く奉仕するだろう。」

15)「供述内容は宣誓により真実である。クリストバル・デ・アルボルノスが陛下の奉仕に抗う疑義があったか、助言したか、どこでどの様であったか。そのことを知らず、いかなる人物が言うのを聞いていない。供述内容は宣誓により真実である。」署名。教皇公証人バルトロメ・ベロカル。私こと公証人フアン・ロモ。

ヘロニモ・マルティン神父〔ワマンガ、1570年3月15日〕

証人 司祭ヘロニモ・マルティン神父は、ディエゴ・ガピラン³⁷⁾のレパルティミエントにおける司教総代理で、ワマンガ市民³⁸⁾であり、前述のクリストバル・デ・アルボルノスによって召喚された証人である。宣誓し、前述の勅令や質問事項について尋ねられ、次のことを証言した。

1)「司祭クリストバル・デ・アルボルノスをこの地で約3年知っている。」

〔欄外に〕人定質問

一般的事項について問われ、48歳前後、相違ないことを神に誓うと述べた。

2)「約3年にわたり、クリストバル・デ・アルボルノスはクスコ司教区に居住し、先住民らの教理教育や改宗に絶えず携わった。同市のイグレスシア・マヨール教会の司教総代理であった。かつてはアレキパ市の司教総代理であり、その諸管区の巡察使でもあったと公に言われるのを聞いた。」

3)「この質問に関する前述の質問で既に述べた。クリストバル・デ・アルボルノスがアレキパ市の諸管区における巡察使であるとする勅令や、クスコ司教区全土における総巡察使である者とする別の勅令を見た。クリストバル・デ・アルボルノスが、前述の市の諸管区内にある諸レパルティミエントの布教村に属する司祭や修道士、また他の者らを巡察したと聞いた。慈悲をもって事に当たり、前述の巡察において大きな成果をあげ無給で行った。質問内容の全てを為した。」

4)「前述の通り、クリストバル・デ・アルボルノスがワマンガ市に来たのは、空位のクスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員により、同市及び管区の巡察使として任命されたためであり、人間性への評価や、アレキパ

市での巡察について提出した優れた報告によるものである。着任後すぐに、クリストバル・デ・アルボルノスは同市の司教総代理であったディエゴ・フロレス、教会裁判所の役人や事務係らに対し職務監査を行い、ふさわしく精励に事を為した。その後ただちに、クリストバル・デ・アルボルノスは諸管区の先住民らについて巡察で知見を得るために同市を発った。巡察を始めるやいなや、先住民らに優れた成果や我らの主たる神への大きな奉仕が為された。優れた巧知、能力、探し当てようとする熱心さにより、その先住民らのなかにセクトや背教を暴いたためである。先住民らの間でタキ・オンゴとして守られてきたものであり、またの名をアイラという。先住民の多くはセクトの教えを広め、その者らを慕う他の者らに、神もその戒律も信じず、十字架や聖像も崇めず、教会にも立ち入らず、司祭らでなく彼らに告解するよう命じた。インカの時代に習わしとした自らの異教のやり方に則り、とある断食を行い、塩もトウガラシもトウモロコシも食わず、女性と性的関係をもたず、力が抜けて惚けるチチャ酒だけを飲むように命じた。その者らを崇め、リヤマ肉や他の物を供えるよう命じた。チチカカ、ティアワナコワカ、インカの時代にあったこの王国における他の主だったワカの名を借りて教えを広めに来ていたのであった。これらのワカはもはやキリスト教の神に打ち勝ちつつあり、もう少しで他の多くの物事に打ち勝つところだった。その首謀者らは前述のワカを崇め儀式を行うよう命じた。仕事は全て上手くいくだろう。彼らやその子供らが健やかであるだろう。種を蒔いた彼らの畑はよく実をつけるであろう。もしそのワカを崇めず、教えを広めた儀式や供物を行わなかったら、死んでしまうだろう。地に頭を向け、足を上にあげ歩くだらう。別の者らはグワナコ、シカ、ビクーニャや他の動物になるだろう。気がふれて飛び降りるだろう。そしてそのワカは、別の新世界や別の人間を創るだろう。そのようなことが起こるのを目にするだろう。そうして彼らはティアワナコやチチカカのワカ、その他のワカの元へ戻った。ワカは自らの使いの者として、彼らを行かせるのだった。前述の説教師、追従者、指導者らは、前述のことやその他多くのことを先住民らに大変熱心に語った。よってこれを聞いた人々は彼らを信用し、彼らが言うことを確かなこととして、説教する事はすべて真実だと思った。そのセクトと伝道を、クリストバル・デ・アルボルノスは持ち前の優れた賢明さ、知識、巧知により暴いた。説教師らがタキ・オンゴやアイラを教えるために用いたやり方をクリストバル・デ・アルボ

ルノスが暴かなかつたとしても、この王国中に広まっただろう。この諸管区においてはクリストバル・デ・アルボルノスが暴いたために止んだ。このことで、クリストバル・デ・アルボルノスは我らの主たる神や陛下へ優れた奉仕を為した。クリストバル・デ・アルボルノスが、前述のセクトのカシケ、有力者、首謀者であるインディオらを捕らえ、その内の数名は捕らえたまま、クスコ司教座聖堂首席司祭及び参事会員の元へと送ったのは、そうする様に命じられたためである。他の者らをふさわしく罰し、説教し、犯した過ちや不幸を理解させた。質問内容に出てくる司祭ヘロニモ・マルティン神父とは私である。先住民らに過ちを説教し理解させるためにクリストバル・デ・アルボルノスは私を伴った。私は通訳であるので、そのセクトの指導者全員を審問し、セクトや儀式の全てを明るみに出した。巡察使クリストバル・デ・アルボルノスが命じたためであった。私は言語にたけており、またこの王国にて子供の頃過ごしたため、先住民らのやり方を知っている。クリストバル・デ・アルボルノスは、彼がいる所へ出向くよう願う書簡を、私に3~4通送った。クリストバル・デ・アルボルノスから頼まれ、我らの主たる神への奉仕であると思い、前述の事を理解した。ドニャ・イサベルの、グリソストモ・デ・オンティベロスの、ララマティ、ルカナス・ララマティ、アングマルカス、ソラス、チルケス、パブレスにあるレパルティミエントにて、ペドロ・オールドニェス、フアン・デ・マニュエコのレパルティミエントにて前述の事を理解した。それらのレパルティミエントでクリストバル・デ・アルボルノスに伴い、説教し、犯している過ちや不幸を理解させ、我々の聖なるカトリック信仰のことを理解させた。このことにおいて、クリストバル・デ・アルボルノスは、我らの主たる神や陛下へ大いに奉仕した。この王国が発見されて以降、いかなる高僧や巡察使でも先住民らの間にそれ程の成果をあげることはなかったやり方であった。クリストバル・デ・アルボルノスがこの巡察で為したこととして、諸レパルティミエントの聖職者らの書物には、罰するためのこと、各レパルティミエントであった罪の数々について書き残されたのは明らかで、これから巡察に来る他の巡察使らの身に起こるだろう事をはっきりさせるためであった。私は、俸給目当てで、前述のことを知るために赴いたのではなく、例え高額なペソ・デ・オロを示されたとしてもあちらには行かなかった。クリストバル・デ・アルボルノスは私財を投げ打つてでも、私にある額のペソ・デ・オロを与えた³⁹⁾。それがいくらであったかは、使つて

しまったので覚えていない。彼は、私財を投げ打ってでも私に支払い、可能な限り援助しようと私に申し出たのだ。私はクリストバル・デ・アルボルノスの意志を汲み取り、前述のものを受け取った。そしてその巡察に伴う間ずっと、クリストバル・アルボルノスの負担で食事を共にした。クリストバル・デ・アルボルノスの説教と優れた業務によって、悪魔に惑わされた先住民らの心に我らの主たる神がはたらいた。自らの過ちを知り、大泣きして慈悲を乞いに、ひざまずいてやって来た。見たところ悔い改めていて、その者らを見た人々の涙を誘った。前述の巡察使はふさわしい罰を科し、慈悲をもって受け入れた。前述のことに関する通訳であり、質問内容と同じ事が総じて起きたために、この質問について知っている。」

5)「この質問に関する前述の質問で既に述べた。クリストバル・デ・アルボルノスが行った巡察、説教、処置によって、先住民らは我らの主のことや、そのときまで犯していた過ちの数々を理解した。自らの罪や過ち、隠し持っていたワカや偶像崇拜を白状しにやって来て、神のことを良く理解していなかったと告げた。何故なら、他の巡察使らは、前述の事全てを理解させず、クリストバル・デ・アルボルノスが理解させたようにしなかったため、ワカやモチャデロ⁴⁰⁾を暴かず、持って来ることもなかった。クリストバル・デ・アルボルノスが理解させたために、自らの意志で暴いて持ってきては、悔い改め、それらをまた戻したり、崇めたりしないと約束した⁴¹⁾。改心した様子からも、その巡察で暴かれたあれらを再び崇拝することはないだろう。クリストバル・デ・アルボルノスが慈悲深く受け入れ、ふさわしい罰を科したことによって、先住民らは懲らしめられ、改心したようであった。何故なら、自らの罪のために罰せられたことを理解し、満足するようであったからである。」

6)「前述の通り、その巡察において自らの精励さにより、クリストバル・デ・アルボルノスは先住民らの間に大量のワカを見つけた。質問内容以上の数だと思う。何故なら、ソラスのレパルティミエントだけでも1100程のワカがあり、その他の諸レパルティミエントにおいても、数を覚えていないが大量のワカがあった。先住民らはワカを彼らの神、創造主とみなし崇め、金銀、リヤマ肉、鳥、クイ、またワカに捧げることを習わしとしていた他の多くのものを供えていた。クリストバル・デ・アルボルノスはワカを壊し燃やすよう命じ、ワカを崇拝する罪人らを慈悲深く罰し、その者らは生活を悔い改めることを約束した。以来、多くの先住民らが多くのワ

力を暴き、毎日暴かれつつあるのを見た。そのようなことの全てが、クリストバル・デ・アルボルノスの行った巡察によって為された。前述の質問で既に述べたように、その事を見たために、この質問について知っている。」

7)「質問内容と同じように知っている。何故なら、クリストバル・デ・アルボルノスが前述の巡察で先住民らに対して行った行列やミサ、説教の場に居合わせたためである。」

8)「前述の通り、クリストバル・デ・アルボルノスが行ったその巡察については、ワマンガ市で人々がそう思い、王国の全土で高く評価された。クリストバル・デ・アルボルノスが、その巡察で前述のセクトや罪の数々を暴いたことは、大いなる成果であった。高く評価される際立った任務で、我らの主たる神は先々奉仕されるだろう。セクトや背教、徒党による偶像崇拜のやり方が暴かれる良いきっかけを得たことによって、この王国の全土で見つけられるだろう。こうした状況が全土に広まっていることを知っているためである。」

9)「質問内容と同じように知っている。前述の罪人、占い師、予言者、呪術師を罰するのを目にし、一親等、二親等という禁止された親等内での多くの夫婦を罰したためである。」

10)「クリストバル・デ・アルボルノスは布教村の司祭らを巡察し、罪を犯した者らを罰し、この布教村から更迭し、他の司祭らを据えた。また良き任務を為す者らは、道理ある者として敬ったのを目にした。」

11)「クリストバル・デ・アルボルノスは品位ある、信頼のおける、権力のある人物で、イダルゴだと思う。優れた分別や賢明さを備えた信頼できる人物として多くの任務が任された。異端審問所に係る諸任務やクスコ司教区全域の総巡察使などで、これに対し、多くの信頼に足る権威ある者として大変優れた報告を行った。かつて彼がサント・ドミンゴ市の司祭であったと言うのを聞いた。サント・ドミンゴ大司教と署名され、公証人云々の裏書きのある受階許可状を見たためであり、書面には、どのように同市の司祭になったかの報告があった。他の質問内容が言われるのを聞いた。」

12)「この質問に関する前述の質問で既に述べた。」

13)「クリストバル・デ・アルボルノスが空位の司教座聖堂首席司祭及び参事会員により示された俸給を得ていたかわからない。その任務に何も支払わない前述の司教座聖堂首席司祭及び参事会員について何度も嘆くのを見た。このために、信頼のおける通訳や役人らを連れて行き、実践的な

クリストバル・デ・アルボルノスの『功績報告書』(1570年)から見るタキ・オンコイ運動

知識や、神への奉仕に対してふさわしい物事を助言した。見たためにこの質問について知っている。」

14) 「クリストバル・デ・アルボルノスを知り、彼の品位、善良さ、能力により、この王国の諸任務、この地の先住民らの習わしについての知識や経験によって、陛下が下賜するいかなる恵与、顕職、教会職であっても、クリストバル・デ・アルボルノスに大変相応しいだろう。」

15) 「供述内容は宣誓により真実である。クリストバル・デ・アルボルノスが陛下の奉仕に抗う疑義があったか、助言や支援をしたか、どこでどの様にであったか。そのことを知らず、伝え聞いていない。供述内容は宣誓により真実である。」署名。ヘロニモ・マルティン。私こと公証人、ファン・ロモ。

(翻訳校正・編集協力 岡崎雅子)

注

- 1) 網野徹哉、「植民地体制とインディオ社会—アンデス植民地社会の一断面」、『近代世界への道—変容と摩擦』(講座世界史2)、歴史学研究会編、東京大学出版会、1995年、127-157頁。溝田のぞみ、「史料紹介：タキ・オンコイ運動をめぐって—C.アルボルノスの『功績報告書』を中心に—」、『ラテンアメリカ・カリブ研究』4号、つくばラテンアメリカ・カリブ研究会、1997年、69-74頁。
- 2) Gabriela Ramos, “Política eclesiástica y extirpación de la idolatría: discursos y silencios en torno al Taquí Onqoy”, en *Revista Andina*, n. 10(1), 1992, pp. 147-169.
- 3) 網野、前掲論文、146頁。
- 4) 網野、前掲論文、147頁。
- 5) 網野、前掲論文、148頁。
- 6) 溝田、前掲論文、70頁。
- 7) 網野、前掲論文、149頁。
- 8) 真鍋周三、「16世紀ペルーにおけるタキ・オンコイの政治・社会的背景をめぐる試論」、『ラテンアメリカ・カリブ研究』22号、2015年、49頁。
- 9) 溝田、前掲論文、74頁。
- 10) ラモスによれば、25名の証人の身分は、エンコメンデーロ、市民、ワマンガ市の高位聖職者、司祭等であり、内12名がワマンガ市のエンコメンデーロ、市民または住民である。Ramos, *op. cit.*, p. 153.
- 11) 溝田、前掲論文、71頁。

- 12) ラモス、網野、溝田。ルイス・ミリョーネス本人も、ラモスらの批判を受けて、筆者が1997年にペルーでインタビューした際は、「タキ・オンコイは運動ではなかった。千年王国運動ではなかった」と言っている。
- 13) ただし本論では紙面の制約からペドロ・バリエガ・コロ神父の証言については載せない。これは別稿に譲る。
- 14) 2名(ペドロ・デ・コントレラス、ディエゴ・デ・ロマーニ)が証言。フアン・チョノ(チョクネ)と聖マリア、聖マグダレナについては、斎藤晃、『魂の征服 アンデスにおける改宗の政治学』、平凡社、1993年、ナタン・ワシュテル著、小池佑二訳、『敗者の想像力 インディオのみた新世界征服』、岩波書店、1984年、などを参照されたい。
- 15) ワマン・ポマは『新しい記録と良き統治』のなかで巡察使アルボルノスについて好意的に記し挿画を添えた。ロレーナ・アドルノは、同書と1570年『功績報告書』の25名の証人を比較し、複数人が共通して登場することなどから、ポマが1568年~70年頃の巡察に同行した可能性を指摘する。Rolena Adorno, *Guaman Poma: Writing and Resistance in Colonial Peru*, University of Texas, 2000, p. xlv.
- 16) Luis Millones (comp.), *El Retorno de las huacas : estudios y documentos sobre el Taki Onqoy, siglo XVI*, Instituto de Estudios Peruanos : Sociedad Peruana de Psicoanálisis, 1990, pp. 59-165, [ff. 1v-5v, ff. 20r-23r, ff. 42v-46r].
- 17) 地名等訳出に関し次を参照した。シエサ・デ・レオン著、増田義郎訳、『インカ帝国地誌』、岩波書店、2007年、597頁他。高瀬弘一郎、『大航海時代の日本—ポルトガル公文書に見る—』、八木書店、2011年、542頁他。立石博高他編、『スペインの歴史』、昭和堂、1998年、139頁。
- 18) 法廷用語の訳出に関し次を参照した。高瀬、前掲書、548-556頁。
- 19) la seta e apostasia. タキ・オンコイに関する近年の研究の一つとして、エレーヌ・ロイは la seta [sic: secta] と明示し、ワシュテルをはじめ研究者が secta をタキ・オンコイ運動として認識している点を指摘する。同運動を、1565年に発生したポトシのミタヨ達による、またはバリナコチャスでのワカ信仰等と区別する必要性を述べた上で、狭義では「反キリスト教“anticristiano”」、広義では「キリスト教徒と呼ばれるスペイン人」に対しての「インディオと呼ばれる人々」として secto という言葉を定義づける。加えて、sectas とは異教の実践、偶像崇拜であると論じている。Hélène Roy, “En torno del Taqui Oncoy: texto y contexto”, en *Revista andina* n. 50, 2010, pp. 17, 50-51.
- 20) mochar. 礼し崇めること。
- 21) 高瀬、前掲書、132頁。
- 22) pesos de oro. 別名カステリャノとも呼ばれた貨幣単位。染田秀藤・篠原愛人監修、『ラテンアメリカの歴史』、世界思想社、2005年、145頁。

- 23) 冒頭では2月28日 *veinte y ocho días del mes de hebrero*、ここでは1月28日 *veinte y ocho días del henero* と記録されている。
- 24) 『新カトリック大事典』、研究社、1996–2009年、1171頁。次に詳しい。高瀬、前掲書、153頁。
- 25) Pedro Guibovich Pérez, “Cristóbal de Albornoz y el Taki Onqoy.” en *Histórica*, 1991, pp. 209–219. 次に詳しい。真鍋、前掲論文、42頁。
- 26) 椎名浩、「カスティリーヤ王国のコルテス記録におけるコレヒドール関連記事—カトリック両王時代」、『福岡大學人文論叢44(3)』、2012年、692頁。
- 27) *una bebida de açua [azua]*. ケチュア語で *aswa [aqa]* と発音されるチチャ酒を指す。Martin Lienhard, *Testimonios, cartas y manifiestos indígenas : desde la conquista hasta comienzos del siglo XX*, Biblioteca Ayacucho, 1992, p. 377.
- 28) 第4の質問について次を参照。溝田、前掲論文、71頁。
- 29) Lienhard, *op. cit.*, pp. 180–188.
- 30) *carneros*. 一般的には羊肉を意味するが、本稿ではリヤマ肉として訳す。
- 31) *tocto*. ペルナベ・コボ神父は儀式に用いる小さく白い羽毛、ディエゴ・ゴンサレス・オルギンによって編纂されたケチュア語辞書では血液や獣脂に浸された羽毛 (*Tokto*) とする。Bernabe Cobo, Roland Hamilton (Trans.), *Inca Religion and Customs*, University of Texas Press, 1990, p. 266. Diego González Holguín, *Vocabulario de la lengua general de todo el Perú llamada lengua qquichua o del Inca*, Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Editorial de la Universidad, 1989, p. 344.
- 32) *chimbo*. ケチュア語でチンボは *chimpu* とも表記し、動物の印となる頭飾りや紐を指す。Lienhard, *op. cit.*, p. 378.
- 33) *lampaca y carapa, e mollos*. 次を参照。Luis Millones, “Mesianismo en América hispana: el Taki Onqoy”, en *Memoria americana*, n. 15, 2007, pp. 24, 32.
- 34) タキ・オンコイのカルトでは、キリスト教の神との戦いに備えている偉大なワカの同盟——エクアドルのチンボラソからボリビアのティアワナコに至るまで——が、教会に対抗する新しい力を生み出すと考えられていた。谷口智子、「タキ・オンコイ、憑依、民族芸能」、『愛知県立大学外国語学部紀要』、第41号、2009年、10頁。
- 35) Laramati e Hatun Lucanas. ハトゥン・ルカナスについて、アルボルノスは1570年の巡察において、Laramati-Lucanas 地方を広域と判断したため、クスコの地域区分に用いられる Hanan / Lurin の概念を用いて、この地域を Hatun Rucana と名付けた。David Quichua Chaico, “De cargadores del Inca a indígenas de oficios especializados: los indígenas lucaninos de Huamanga, siglo XVII”, en *Nueva corónica* 5, 2015, pp. 115–116, 118.
- 36) 諸地方の訳出に関し次を参照した。真鍋、前掲論文、40、49頁。真鍋周三、

- 「18世紀ペルーにおけるファン・サントス・アタワルパの反乱の社会経済的背景」、『京都ラテンアメリカ研究所紀要(10)』、2010年、101-105頁。Samuel Alcides Villegas P., “El movimiento del Taqui Onkoy (Huamanga, siglo XVI)”, en *Investigaciones Sociales*, Vol. 15, n. 26, 2011, p. 119.
- 37) ディエゴ・ガビラン自身、アルボルノスの報告書を権威づけるためか、証人としては冒頭に登場している。『インカ帝国地誌』には「このバルコス川を越えると、ディエゴ・ガビランのレパルティミエントであるアサンガロの宿泊所がある。そこから王道はさらに進んで、サン・ファン・デ・ラ・ピクトリア・デ・グアマンガ市に到着する」という一節がある。1570年末に、フランシスコ・デ・トレドが発布した副王令には、ディエゴ・ガビランに委託されたエンコミエンダにある16の先住民村を7つの村にまとめ、3つの教区を設けるよう命じたとある。これはワマンガ市在住のインディオの数減らしのためにレドゥクシオンを下命したものであった。マルティン神父の証言に登場するグリソストモ・デ・オンティベロスとは、カハマルカの戦いに加わったコンキスタドール、ワマンガ市建設後最初の市民、アンガラエス地方のエンコメンデーロといったさまざまな共通点を見出すことができる。シエサ・デ・レオン、前掲書、460頁。溝田のぞみ訳、「フランシスコ・デ・トレド『副王令』、1570年12月11日」、染田・篠原、前掲書、150頁。真鍋、前掲論文、40、51頁。Lorenzo Huertas Vallejos, “Conformación del espacio social en Huamanga, siglos XV y XVI”, 『国立民族学博物館調査報告9』、1998年、17頁。James Lockhart, *The men of Cajamarca*, University of Texas Press, 1972, p. 296.
- 38) 居住登録し在住5年以上の有産者を指す。染田・篠原、前掲書、31頁。
- 39) ペロカルの証言に、アルボルノスがマルティン神父に300ペソ以上及び金品を与えたとする供述がある。
- 40) mochadero. 供物を捧げる場所。
- 41) 次を参照。斎藤、前掲書、206頁。